

■ 第5回 新潟地方最低賃金審議会

日 時：令和2年3月11日（火）

会 場：美咲合同庁舎第2号館
4F 共用会議室

（事務局）

本日の審議会にご出席いただきありがとうございます。

いまだに新型コロナウイルス感染が収束する気配がなく、政府の感染防止対策が打ち出されております。

このような状況の中で審議会を開催のため、感染防止対策として、委員の皆様の接触を避けるため出来るだけ距離を取るということで、このようなお席とさせていただきました。何かとご不便をおかけするかと思いますが宜しくお願い致します。

また、入口にマスクと消毒液を用意しておりますので、ご利用ください。

それでは、只今から第5回新潟地方最低賃金審議会を開会いたします。

まず、定足数についてご報告いたします。本日は、使用者側代表の石坂委員が所用により欠席されておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項により本審議会は成立していることをご報告致します。

なお、本日の審議会は公開としておりますが、傍聴希望者はございませんでした。

それでは、審議に入ります。以降の議事進行につきましては、永井会長にお願いいたします。宜しくお願い致します。

（会 長）

それでは議題（1）の「特定最低賃金改正等の意向表明について」に入ります。

事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

議題（1）「特定最低賃金改正等の意向表明について」ご説明いたします。

新潟県におきましては、電子部品製造業、各種商品小売業、自動車小売業の3業種につきまして特定最低賃金が定められております。その改正等に係る申出の意向につきましては、概ね前年度末に最低賃金審議会の場において労使双方で確認するものとなっております。

お手元の資料No.2をご覧ください。本年も2月5日に3業種の特定最低賃金について、それぞれ関係労働組合から意向表明がありましたことをご報告いたします。

次に、意向表明のありました産業の適用労働者数についてご説明いたします。

資料No.3をご覧ください。改正の申出の意向表明のありました業種の適用労働者数になります。これは、平成28年の総務省経済センサス活動調査の結果等に基づき推計したものとなります。

まず、電子部品等製造業についてですが、産業に従事する労働者は26,678人で、除外労働

者を除いた適用労働者数は 20,173 人となります。

次に各種商品小売業につきましては、従事労働者は 4,978 人、適用労働者は 4,635 人、自動車小売業につきましては、従事労働者は 6,671 人、適用労働者は 6,142 人となります。

適用労働者数については以上でございます。

(会 長)

これまでの報告について、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

— なし —

(会 長)

それでは、次の議題に入ります。

議題（２）「令和元年度最低賃金周知広報について」でございます。

事務局から報告をお願い致します。

(事務局)

今年度の新潟県最低賃金、特定最低賃金の改定金額に関する周知広報活動状況を資料 4 によりご説明申し上げます。

資料 4 の 1 枚目をご覧ください。新潟労働局の周知広報活動の取り組み状況をまとめたもので、今年度、実施いたしました最低賃金の周知広報の内容です。県・関係行政機関、市町村、事業者・労働団体、商工団体、関係団体などへの周知のほか、JR 及びえちごトキめき鉄道の主要 30 駅や、百貨店及び大型総合スーパーのイオン、アピタなどの各店舗、さらには県立病院、運転免許センターなどの地域機関などに対してポスター掲示の依頼を行いました。

今年度も新潟県と県内すべての市町村において、広報紙・ホームページなどへの掲載を確認しております。また、集団指導などの機会や各種団体会合の場、学生に対するセミナーなどにおいて、改定額をはじめとした最低賃金制度の周知を行いました。

さらに、例年実施している最低賃金ポスターデザインコンテストの入賞作品展示会を実施し、来庁者の最低賃金制度への関心を高める取り組みを行いました。

最低賃金ポスターデザインコンテストに関しましては、今年度で 15 回目の開催となり、新潟県のご協力もいただいているところです。今年度は、高校・専門学校計 5 校の学生さんから 42 作品の応募がありました。

最終選考では、選考委員の永井会長、長谷川会長代理、田辺委員、佐藤委員からも投票していただきました。12 月 11 日には永井会長にご出席をいただき、ポスターデザインコンテストの表彰式を行いました。表彰式の様子は資料③に掲載しております。

ご出席並びに投票いただきました委員の皆様方には、お忙しい中御協力を頂きましてありがとうございました。この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。

次に、2、3 枚目の表ですが、8 月から現在までに実施した広報内容を時系列にまとめたものがございます。

ポスターデザインコンテストの最優秀作品を使用して、新潟県の全ての最低賃金を記載したポスターとリーフレットを作成し、周知広報に努めているところでございます。

また、平成 31 年 4 月 1 日の改正出入国管理法施行に伴い、新潟県内のハローワークに届けられた外国人労働者数は、令和元年 10 月末現在で、前年同期比で 1,512 人、17.0%増の 10,430 人と、平成 19 年に届出が義務化されて以降 6 年連続で最高記録を更新しており、今後も増加していくことが十分に想定されることから、昨年度に引き続き新潟県の最低賃金の外字（英語・中国語・ベトナム語）3 か国の外字版リーフレットを作成し、周知を図っております。

添付資料についてご説明いたします。

資料①は右上のほうにあるのですが庁舎懸垂幕による周知状況です。

資料②は周知広報に活用した厚生労働省本省作製のポスター、リーフレットになります。

資料③はポスターデザインコンテスト関連の資料です。

資料③の 1 枚目の裏と資料④の表の下段はポスターデザインコンテスト最優秀作品を使用して作製した新潟労働局オリジナルのポスターとリーフレットになります。

資料③の 2 枚目の表がコンテスト表彰式、2 枚目の裏以降がコンテスト応募作品の展示会の様子になります。

資料④は先ほどご説明しました当局の英語、中国語、ベトナム語のリーフレットです。

資料⑤は主要 30 駅に掲出した新潟労働局オリジナルのポスターのうち、新潟駅及び長岡駅の掲示状況です。

資料⑥は新潟日報に掲載された最低賃金に関する記事です。このうち、左はポスターデザインコンテストの表彰に関する記事で、右は例年 12 月に新潟県労政雇用課からご協力をいただき、新潟日報の「県からのお知らせ」欄に新潟県最低賃金改定の周知について掲載しているものです。

なお、これら以外にも、最低賃金額の改定や効力発生などが確定した時点で、適宜プレスリリースを行っていることを申し添えます。

以上が最低賃金の周知広報実施状況についての説明となります。

(会 長)

続きまして議題（3）「最低賃金履行確保に係る監督指導について」でございます。

事務局から報告をお願いします。

(事務局)

今年度の最低賃金改正に係る履行確保監督は、現在、実施中ですので、本日は、昨年度の平成 31 年 1 月～3 月に実施しました監督結果をご報告させていただきます。

資料 No 5 の記 1 をご覧ください。昨年 1～3 月において実施した監督は 505 事業場に対して行い、そのうち最低賃金法違反が認められたのは 58 事業場、率にして 11.5%となっております。全国の違反率は 13.7%ですので、当局は全国の違反率を下回る結果となりました。

その下の表をご覧ください。平成 25 年度から 26 年度において監督実施件数が大きく減っております。これは監督官一人当たりの監督件数は同じでしたが、監督部署に配置されている担当

監督官数が減少したため、実施件数が減ってしまったものです。平成 27 年度以降は、一人当たりの監督件数を増やすこととしたため、増加に転じています。

次に資料の記 2 をご覧ください。主な業種別の違反状況となっております。この割合は全体の中での割合ではなく、10 事業場以上の監督指導を実施した業種の中での割合となっております。特に違反の多い業種は、食料品製造業、続きまして繊維工業となっております。

労働基準監督署では、これらの違反事業場に対しては、最低賃金額に不足している差額をきちんと支払うよう、是正をさせております。

次に資料の記 3 をご覧ください。最低賃金を支払っていない主な理由について記載したものです。これは複数回答による集計結果ですので、違反事業場数とは一致いたしません。「適用される最低賃金額を知らなかった」が最も多かったという結果となっております。今後、なお一層、最低賃金の効果的な周知に努めていきたいと考えております。

最後に資料の記 4 をご覧ください。昨年実施しました監督実施事業場の使用者がどの程度「働き方改革推進支援センター」を認識しているかを表にしたものです。推進支援センター、業務改善助成金制度共に認知度がまだまだ低く、今後様々な機会の中で周知していきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

(会 長)

以上の報告に関し、ご意見・ご質問はありますでしょうか。

— なし —

(会 長)

続いて議題（4）「その他」についてでございます。

事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題（4）「その他」について、3点説明させていただきます。

一点目は、最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への相談支援事業についてご説明いたします。

企業経営する上で困った時に無料で専門家に相談でき、必要があれば事業所に専門家が来てくれ、直接アドバイスを受けることができる制度です。

資料No.7 をご覧ください。新潟働き方改革推進支援センターのリーフレットになります。今年度も最低賃金に関連する相談ばかりでなく働き方改革全般の相談についても幅広く対応しています。この事業は厚生労働省の委託事業で、新潟ではエムエスオフィスが事業を委託しております。来年度もエムエスオフィスが受託します。

今年度のセンターの実績等について簡単に説明させていただきます。

資料No.6 をご覧ください。令和 2 年 1 月末現在のセンターの実績について表にまとめてござ

います。中ほどの囲みの中の常駐型といたしますのは、センターにおいて相談を受け付けた件数。派遣型といたしますのは社会保険労務士のコーディネーターが直接事業所に訪問し相談を受け付けた件数となります。1月末での相談件数は常駐型が225件、派遣型が285件となります。

前年同月の実績は常駐が253件、派遣が224件でありましたので、ほぼ前年度並みに推移しています。また、働き方改革に関連するセミナー等も96回開催している状況です。労働局では、今年度、局や各監督署、ハローワークでの説明会や指導会等でリーフレットを配布するなどセンターの周知に努めて参りましたが、まだまだ認知されていない状況でありますので、今後とも引き続き周知に努めていくこととしております。

二点目は、業務改善助成事業についてです。

資料No.7の2枚目リーフレットをご覧ください。業務改善助成金は、中小事業主等を対象に、生産性の向上と事業場内の最低賃金の引き上げを図るための制度となります。

御覧のように今年度の助成金は、事業場内の最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内で事業規模が30人以下の事業場において、事業場内の最低賃金を時間あたり30円以上引き上げた上で、生産性向上のための設備投資を行った場合に、引き上げる労働者の数に応じて、設備投資に要した費用の一部を助成する制度です。

今年度の申請状況は、資料No.6の表になります。令和2年1月末現在の申請件数は12件、交付決定件数は10件と昨年度に比べ大分少なくなっております。この理由については、昨年度の助成対象事業場は最低賃金が1,000円未満であれば対象になったのですが、今年度は県最賃との差が30円の事業場ということで要件が厳しくなったためと思われま

す。なお、本年2月から助成対象事業場の要件が変更され850円未満で事業規模100人以下と要件が緩和されております。

賃金室では今後とも働き方改革推進支援センターの周知と併せて、この業務改善助成金の周知に努めてまいります。

最後に三点目は、審議会の日程についてです。

資料No.9をご覧ください。今年度の最低賃金審議会の開催状況を表にしたものになります。カッコ内は前年度の開催日を参考に記載してございます。本年度は、本審4回、県最賃専門部会3回、特定最賃専門部会9回を開催させていただき、長時間にわたりご審議をいただきました。大変ありがとうございました。来年度の審議日程については、正式には、来年度第1回本審において開催予定をお示ししたいと考えております。

来年度も、最低賃金の審議に当たりまして、みなさまのご協力をお願いいたします。

私からの説明は、以上でございます。

(会長)

只今の報告につきまして、ご意見・ご質問はございますでしょうか。

(池田委員)

最低賃金の減額特例許可の要件等について確認したいのですが。

(事務局)

最低賃金の減額特例という制度がございます。

この制度は、拘束時間が長く、手待ち時間が多く作業が間欠的に行われる宿日直などの監視断続的労働に従事する方、精神又は身体の障害をお持ちの方で通常の方より労働能力が低いような場合に最低賃金を下回る賃金での支払いを許可するという制度です。

許可申請をいただいて、その作業実態を調査させていただき、問題などがなければ申請内容に基づき許可するというものでございます。

(池田委員)

減額率は決まっているのですか。

(事務局)

精神又身体の障害をお持ちの方の事案については、労働能力に応じた減額率まで減額可能となっております。

(池田委員)

それはどこで決定するのですか。

(事務局)

事業場を管轄する監督署の調査官が事業場にお伺いして、実際の労働能力がどの程度なのか実地調査を行い、決定しております。

(池田委員)

わかりました。

(会 長)

他には何かございますでしょうか。

— なし —

それでは、以上で事務局からのご説明は全てですが、予め使用者側の佐藤委員から発言を求められております。

佐藤委員どうぞお願いします。

(佐藤委員)

先ほど特定最低賃金の改定に関わる意向表明が3件出されたところでございますけれど、そのうち各種商品小売業につきましてお願いがございます。

委員の皆様におかれましてはご存知のとおり、平成30年12月31日に各種商品小売業の最低賃

金が824円となったところでございますが、その9か月後の昨年10月、県最賃が830円になりまして、各種商品小売業の最低賃金額を上回ることとなりました。そしてその3か月後の12月31日には各種商品小売業の最低賃金が842円と再び県最賃を上回りましたが、現状、県最賃との差は12円しかないという状況でございます。最低賃金を取り巻く環境を考えますと、今年も昨年同様10月には県最賃が各種商品小売業の最低賃金額を上回ることが確実と考えられ、また、各種商品小売業界を取り巻く環境は以前とは大きく変わってきております。このような中、各種商品小売業の最低賃金の審議を行う必要があるのか検討すべき時期にあるのではないかと使用者側としては考えているところでございます。

つきましては、労使のイニシアチブを求められる特定最賃のことですので、小委員会の様な公労使で意見交換する場を設けていただき、金額審議の必要性の有無について検討し、結論を得たいと考えておりますので、事務局から他県の同様の状況を参考にしながら準備をお願いしたいところでございます。以上です。

(会 長)

使用者側からこのようなご意見がございました。

これを受けまして労働者側の方から何かご意見ありましたらお願い致します。

(労働者側委員)

今ほどの佐藤委員の意見につきまして、審議については行っていきたいと考えております。但し、審議にあたっては県最賃に埋もれたから、また今年埋もれる可能性があるからということではなく、各種商品小売業の業種としての特性、その価値、業界の発展や雇用確保の視点、それに有期短時間労働者の多い業種でもありますので、同一労働同一賃金の考え方等を含めた上での審議をしていければと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(会 長)

各種商品小売業につきまして、特定最賃の見直しということについてご意見・ご説明がありました。本日はそれぞれの意見が出された段階ですので、今回の審議会では結論に持っていくものではございません。どのような形で進めていくかにつきましては今後検討させて頂き、来年度第1回の審議会でこの問題をどのような形で進めていくのかご提案をしたいと考えておりますので、よろしく願いたします。

以上で議事がすべて終了致しました。

議事録の署名人を指名させていただきます。労働者側から桑原委員、使用者側から佐藤委員を指名させていただきます。よろしく願いたします。

— 了解しました。 —

(会 長)

議事を事務局へお返しします。

(事務局)

永井会長、どうもありがとうございました。

令和元年度の新潟地方最低賃金審議会は本日が今年度最後の開催となります。

それでは、奥村局長より御礼のご挨拶を申し上げます。

奥村局長お願いします。

(局長)

新潟局長の奥村でございます。

本日は、年度末のお忙しい中、お集まりいただき大変ありがとうございました。

今、新型コロナウイルスの感染が拡大しております。労働局でも特別相談窓口を設けており、ホームページにおいて利用者側・労働者側 Q&A を掲載するなど、いろいろな情報提供に努めております。助成金につきましても、小学校など学校の休校に伴って子供の世話のため休む親への支援制度を設けることとしており、その概要につきましてもホームページに掲げているところでございます。各監督署、ハローワークには毎日のように何十件も相談が寄せられており、一生懸命対応をしているところでございます。そういった中で感染防止対策としてイベントの中止も要請している中ではございますが、本日お集まりいただきまして大変有難いことと思っております。

委員の皆様には、今年度の新潟県最低賃金の審議におきまして、本当にご熱心な討議をしていただき誠にありがとうございました。

県最賃の最終審議では全会一致とはなりませんでしたが、労使ともに真摯にご議論をいただき、27 円引き上げて最低賃金額 830 円と、今までにない大幅な引き上げ額で決定させていただきました。

また特定最賃も 3 業種とも無事に改定することができました。

このように本年度の審議会が円滑に運営されましたことは、一重に公労使各委員の皆様のおかげによるものと感謝申し上げます。

なお、審議会委員の任期は 2 年間ですので、令和 3 年 4 月末となっております。

次年度の審議につきましても引き続きよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

(事務局)

以上をもちまして、第 5 回新潟地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。

次年度の第 1 回審議会は 7 月上旬を予定しております。

時期になりましたらご案内させていただきます。本日はお疲れ様でした。

ありがとうございました。